Honda Technical College

HONDA

ホンダの自動車大学校
ホンダ テクニカルカレッジ

令和8年9月吉日

賛助会企業の皆様へ

学校法人 ホンダ学園
常務理事 高橋 孝治
ホンダ テクニカル カレッジ 関東
校長 池本 裕樹
ホンダ テクニカル カレッジ 関西
校長 海沼 弘樹

# 部・同好会活動へのご支援（寄付・協賛金）のお願い

拝啓　貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、ホンダ学園の教育活動ならびに学生募集・就職支援活動に格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本校では学園の目的である「チャレンジ精神に溢れ、人に愛され信頼される技術者を育成する」ことを目指し、教育活動を進めております。その中で、チャレンジ精神とリーダーシップ、相互信頼の醸成に向け、学生主体で部・同好会活動が活発に行われております。個々の能力や個性を引き出しながら、授業時間外の限られた時間と予算の中で様々な課題をチームで解決するなど、実践的かつ意義ある学びの場となっております。

これまでも活動にあたっては、企業の皆様から頂戴する寄付金および協賛金を、部・同好会活動費用（競技用車両の製作費用や各種スポーツ大会への参加費用、学生の主体的な挑戦を支える各種プロジェクト活動費用など）に充てさせていただいております。本年度も、参加する大会での上位入賞や全国大会を目指すとともに、日々の活動を通じて技術力や精神力の向上、さらにはチームワークの醸成を目指し、積極的に活動しております。

引き続き、学生たちの健やかな成長と新たなチャレンジを支えるため、皆様の温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

＜記＞

**■お願い事項　　寄付・協賛金　(一口) 150,000円　　現物及び部品等でも結構です。**

**■口座振込み先**　銀行名　：　埼玉りそな銀行

支店名　：　上福岡支店

口座番号　：　普通４５２８５９３

口座名義　：　学校法人　ホンダ学園　ｶﾞｸ）ﾎﾝﾀﾞｶﾞｸｴﾝ

**■お手続きの流れ**

ホンダ学園は**「特定公益増進法人」**として認可を受けましたので、ご寄付いただいた場合、企業・個人ともに税制上の優遇措置（損金算入または所得控除）を受けることができます。

①ホンダ学園　関東校 学務室 寄付・協賛金担当:花輪（電話：049-264-0121）までご連絡をお願い致します。

②「寄付・協賛金申込書」を送付致します。同封の「寄付・協賛金申込書」をご使用頂いても結構です。必要事項を記入、捺印の上、ホンダ学園 関東校 学務室へお送り下さい。

③「寄付・協賛金申込書」をホンダ学園に発送後、お振込みをお願い致します。

④ご入金を確認後、「受領証」及び「特定公益増進法人証明書（写）」を郵送致します。

⑤④は税務申告にて寄付金控除に必要な書類となりますので、保管をお願い致します。

**■その他**

昨年度より、ホンダ学園として関東校・関西校それぞれからご案内していたご依頼を一本化しております。取り組みの変化により、詳細に関するご不明点がございましたら、下記の各校の担当窓口まで、お気軽にお問い合わせください。

**＜問い合わせ窓口＞**

ホンダテクニカルカレッジ関東　学務室　寄付・協賛金担当：花輪

電話:049-264-0121　FAX:049-278-1190　MAIL:n.hanawa@hondacollege.com

ホンダテクニカルカレッジ関西　学務室　寄付・協賛金担当：槇村

電話:072-366-9011　FAX:072-360-2230　MAIL:a.makimura@hondacollege.com

以上

＜ご参考資料＞

# 寄付金に関する税制上の優遇措置について

## ■法人が支出した寄付金について

法人様からのご寄付は、法人税制上の優遇措置が受けられます。

特定公益増進法人に対する寄付金は、その合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額が損金に算入されます。

$$〔資本金等の額 \times \frac{当期の月数}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + 所得の金額 \times \frac{6.25}{100}〕 \times \frac{1}{2} = 〔特別損金算入限度額〕$$

なお、特定公益増進法人に対する寄付金の額のうち上記の特別損金算入限度額を超える部分の金額は、一般の寄付金に係る損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。

<参考>　一般の寄付金の損金算入限度額

$$〔資本金等の額 \times \frac{当期の月数}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + 所得の金額 \times \frac{2.5}{100}〕 \times \frac{1}{4} = 〔損金算入限度額〕$$

寄付金の損金算入は、当学園が発行する「受領証」及び「特定公益増進法人証明書（写）」が必要となります。これらの書類は、寄付金の入金確認後に郵送致します。

確定申告書にその金額を記載し、寄付金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

## ■個人が支出した寄付金について

個人の方からのご寄付は、税制上の優遇措置（寄付金控除）を受けることが出来ます。

寄付金控除（所得控除）は次の算式で計算します。

（その年中に支出した特定寄付金の額の合計額）－（２千円）＝（寄付金控除額）

注：特定寄付金の合計額は総所得金額等の40％相当額が限度です。

寄付金控除（所得控除）には確定申告が必要となりますが、その際には本学園発行の「受領書」及び「特定公益増進法人証明書（写）」が必要となります。これらの書類は、寄付金の入金確認後に郵送致します。